

平成 27 年度・会報

第 1 回

平成 27 年 8 月 29 日
30 年中間貯蔵施設地権者会

平成 27 年度事業計画（5 月 9 日開催第 1 回定期総会で承認）に基づき当会の活動内容について会員の皆様にご報告させていただきます。

1. 【事業活動実績（定期総会以降分）】

「5 月」

- ・9 日いわき市にて環境省と第 5 回団体交渉実施。（交渉同席希望者 7 名含む当会 10 名出席）
- ・9 日いわき市にて第 1 回当会定期総会開催。「第 1 回定期総会議事録の通り」
- ・17 日第 2 回中間貯蔵施設を考えるシンポジウム開催（会津若松市）。会津大学短期大学部（NHK 福島・放映）
- ・18 日大熊町渡辺町長へ要望書提出「事業活動方針・計画に基づく」
- ・19 日双葉町伊澤町長へ要望書提出「同上」

※両町長が、24 日内堀福島県知事へ、28 日環境省へ赴き望月環境大臣に当会の要望内容に沿って、地権者へ誠意のある対応を要望。「対応状況が福島民報・福島民友に記事掲載」

（両町長・両町議会議長連名の要望書(原文)は大熊町ホームページ参照）

24 日団体交渉報告書(ダイジェスト版)・総会資料等正会員・サポーター会員の皆様に郵送。

30 日福島テレビ・放映：4 月 18 日東京都・航空会館での第 4 回団体交渉内容について。

「6 月」

- ・4 日 NHK 福島・放映：門馬会長の地権者の思いと浜通り法律事務所渡辺淑彦弁護士のコメンタリーが、東北 6 県向け枠と福島県内のみ枠の 2 回において。
- ・13 日埼玉県加須市で双葉町の地権者会が主催する学習会へ参加交流する。
（講師：明治学院大学熊本一規教授）

「7 月」

- ・5 日いわき市にて第 6 回環境省との団体交渉実施。（初めて、環境省・永島参事官と福島環境再生事務所・関谷所長の責任上位の方々出席）
- ・5 日望月環境大臣宛て最近の対応状況に対する「抗議文」を前記、関谷所長に手渡す。
- ・6 日 NHK 福島・放映：第 6 回交渉と環境省への抗議文提出について。

「8 月」

- ・6 日発売月刊誌「政経東北 8 月号」に 7 月取材を受けた記事が掲載。（同記事写し参照）
- ・10 日環境省より 7 月 5 日手渡した抗議文に対する回答がメールで届く。
- ・25 日朝日新聞 20 日付朝刊・掲載記事内容に対し抗議を申し入れ。「同記事写し参照」
- ・26 日前日抗議申し入れに対する回答メール「環境省として困惑している」が届く。

「9月」

・6日いわき市にて第7回環境省との団体交渉実施予定。(環境省出席者第6回と同様予定)

※団体交渉後、今年度第2回会報を速報版として発行予定。

※なお、今後の活動方針の確認の為、会員の皆さまへ皆様の意向をより汲み取った活動をさせて頂くための目的で「アンケートのお願い」を検討しております。

※また、第3回シンポジウム郡山市開催に向けた準備を開始いたします。

2. 【上記以外の活動としての随時活動】

① 門馬幸治会長の「環境安全委員会・委員」のサポート活動。

② 弁護士・不動産鑑定士・大学教授等各専門分野の方々への相談・支援依頼等の活動。

③ 新聞各社の記者・テレビ報道関係者等への広報活動。

④ 環境省・福島県・大熊町・双葉町に対し、政策等に疑義が生じた場合の対応・要望活動。

⑤ 当会以外の地権者会等との交流・学習会への参加等の活動

3. 【環境省との第6回団体交渉内容（ダイジェスト版）】

平成27年5月24日環境省との第1回～第5回迄の団体交渉経過報告書(ダイジェスト版)

「同報告書及び同封添付資料」に続く第6回の交渉内容は以下の通りです。

「土地価格」

環境省の従来からの主張に対し当会から公共事業の内容による価格差があることを指摘し、当会主張の常磐自動車道路建設用地の売買取引事例に基づき中間貯蔵施設の土地価格を算出するよう強く求めて交渉。

「地上権価格」

環境省の従来からの主張に対し、当会から地代無償と固定資産税等地権者負担は、同省の地権者説明会による提示金額から実質地権者負担が増加する事を申し入れ、当会の主張を受け入れるよう強く求めて交渉。

「土地売買契約書」→土地価格の基準価格の問題点が一番の争点「上記の通り」

「地上権契約書」

① 原状回復に対する見識の差異

環境省から前回までの説明に加え、「原状回復が十分出来ない場合がある」との説明に対し、当会から追加説明を求めたところ、「原状回復の原状は契約締結時点」であると解釈されるので「放射線量も除染しない状態での返還」であり、「現在の草木茫茫の状態での返還」であるとの説明があり、更には「土地の返還する費用が係り過ぎる場合は元に戻さないで還す考え方もあること」の説明があった。

当会からこれに反論すると共に現実の返還方法のフォローを求めたが回答はなかった。

② 30年以内の福島県外への最終処分場への搬出

昨年環境省による地権者説明会開催時から、また第1回の団体交渉時から継続して工程表の早期作成を求めているが、作成時期の明言はない。

※8月23日付福島民報1面に「中間貯蔵工程表作成遅れ」福島県の担当者は早期の提示を求める方針だとの記事掲載。

※最終処分場は、望月環境大臣が4月14日に「長期管理施設」と呼称変更をしている。(より実態に即した名称にするためとのことだが、最終処分だと何処も受け入れない)

③ 現状懸念される「3つのリスク」について

「①福島第一原子力発電所・廃炉に向けた取り組みの不確実性②他県の指定廃棄物の受け入れ拒否と当県への搬入希望による連携加速の動き③核のゴミの受け入れの困難性」を踏まえ国に対し前記①②のほか30年以内の土地の返還・目的外使用の禁止・譲渡転貸の禁止等の約束の履行を国に求める事が必要となる。

従って、国に対する責任を明確にさせ、且つ約束を守らせる目的で違約金と損害賠償を契約書に明記するように求めた。

「家財の保管料についての環境省説明」

平成26年9月～10月の「地権者説明会」時の環境省・復興庁配布資料から「中間貯蔵施設に係る土地への対応、生活再建・地域振興策等について」の4Pの記載内容を精査すると、
・通常の引っ越し費用に加え、家具などの動産を避難指示解除時までに倉庫に保管するための倉庫代を補償します。

続き「中間貯蔵施設予定地の標準地価格と補償額のイメージについて」の12Pの記載内容
・屋外の移転対象動産量：15㎡と設定

・貸倉庫費用：敷金1ヶ月、礼金1ヶ月、貸倉庫標準家賃900円/㎡

以上環境省の説明会での説明その後の環境省担当者の説明は地権者が「実際に支払う費用」又は「実際に支払った費用」を環境省に請求するとの認識でいたが、交渉の場で再確認した。

<以下、主な交渉のやり取り>

門馬会長：財物の中の（動産の）保管料これは具体的にどういう事ですか。

永島参事官：家財道具がありますが、避難指示が解除されるまで（の間）は、「倉庫を借りたと仮定して」その保管料を補償額の中で上積みして支払うと言う考え方です。搬送量もこちら（本省）で見ます。

門馬会長：倉庫は環境省で手配してくれるのですか。

永島参事官：そうではなくて、個別に説明するが、実際に倉庫に保管するかどうかは問わずに、一定量の財物があれば、一定割合を保管する必要があるだろうと見なして支払うという事です。実際に倉庫に保管するか、しないかという事は各地権者の方が判断して、そこは倉庫に預けるのであれば、探してほしいし、（本省に）どこか探せということであれば、（本省が）探す手伝いは出来ると思っています。

門馬会長：説明会では貴省側がすべて倉庫を手配して、倉庫に物を運んで貴省が30年間保管すると（地権者の）皆さんは思っている。貴省のある方の説明では、倉庫は私ども（地権

者が) が見つけて、そして自分たちで(家財道具を) 運ばなければいけないと言う話だった。その説明は説明会でやらなかったです。ところが地権者は全く違う事を思っている。貴省が倉庫を手配して 30 年間(家財道具を) 保管してくれると思っている。ですから今の説明で初めて違うと分かった。(貴省による) こんなこと(今までの説明) で、(今度は地権者の) 個別交渉で(違う説明をするというやり方で地権者の皆さんは) 納得いくと思いますか。

永島参事官:そこは今の話「※本当は環境省の今迄の中途半端な説明」から誤解されていると思うので、そこは(今後の地権者への個別説明で) しっかり説明して行きます。

「墓地、神社・仏閣についての環境省の説明」

同じく平成 26 年 9 月～10 月の「地権者説明会」時の環境省・復興庁配布資料から「中間貯蔵施設に係る土地への対応、生活再建・地域振興策等について」の 5 P の記載内容を精査すると、下記のとおりである。

- ・墓地、神社・仏閣等については、必要な儀式等も含めて地域の慣行に沿って改葬及びそれに伴う祭料を補償します。

- ・特に墓地については、既存の墓地等への移転、町の協力を得て新たに代替となる墓地を新設しての移転のほか、墓地が存置されている間の墓参の確保も含めて、住民の方々の意向と要望をしっかりと踏まえつつ、本地域の慣習にも配慮した気持ちの通った対応を心がけていきます。

<以下主な交渉のやり取り>

同席会員:環境省にお墓とか仏壇(新規購入や移転さらに魂入れなどを含めて) とかの移転について、お寺の供養や神社仏閣の氏神様も粗末には出来ない。従って、合祀も含めて対応をお願いします。これらは町の行政でやるのか、貴省でやるのかも含めた検討もお願いします。お墓などは早くしてもらわないと場所がなくなる。郡山市なども価格が高くなっていますからお願いします。

永島参事官:今町とも話をしています。そこはしっかり対応させていただきます。

4. 【抗議文の提出】

別添資料「平成 27 年 7 月 5 日抗議文」の通り

5. 【今後の交渉方針】

① 土地価格・地上権価格は上記経過を踏まえ根気よく是正していく交渉を進めていく。

- ・土地価格については原発事故前の放射能の影響のない価格をベースに、国家的事業・代替性がない事等から、近隣の常磐自動車道の取引事例を使うように要望しているが、古いの一言で使えない決まりになっているとの環境省の説明であるが取引時点の修正による使用は十分可能であることを継続して交渉していく。

「価格の算出方法」

- ・H13 年常磐自動車道買収価格大熊町の事例:田圃 7,000 円/m²前後(当会主張)
- ・H20～23 年環境省の取引事例の時期

- ・H23.3 月事故前価格(当会主張)地価公示・田畑価格推移表から算出約 20%下落
 $7,000 \text{ 円/m}^2 \times (1 - 20\%) = 5,600 \text{ 円/m}^2$
- ・H26.9 月環境省の価格提示時点(原発事故の影響がないものとして全国 3 大都市圏を除いた地価公示価格などから H20~23 年の取引事例を時点修正し算出)
 $2,400 \text{ 円/m}^2 (50\% = 1,200 \text{ 円/m}^2)$
- ・H26.9 月の算出(当会)H13~H26 年の時点修正(但し原発事故のお影響有)
 地価公示(広野町光洋台 2 丁目)32.2%下落・福島県田畑価格表 36%下落
 $7,000 \text{ 円/m}^2 \times (1 - 36\%) = 4,480 \text{ 円/m}^2$

以上の通り、原発事故の影響を踏まえた「時点修正」でも、環境省提示金額との差が出ている。環境省の「時点修正」は、前記の通り原発の事故の影響を受けない算出であることから、常磐自動車道路の事例を使う事は、土地価格が提示金額より高くなることから「古いから」と拒否する理由である。しかし、現実の交渉は、環境省の提示金額と当会の適正と考える金額の妥協点を見据える事となる。また、県の補填について当会が納得できる明確な説明も、継続して求めているが、前記価格の具体的な説明と補填の説明もない。古いというのであれば、今後近隣で起こりうる取引事例①常磐自動車道「大熊インターチェンジ」「双葉インターチェンジ」の用地取引価格②富岡町「フクシマ エコテック・クリーンセンター」の用地取引価格の動向を注視し、交渉の基準として位置付けられると考えている。

・地上権価格については 70%と地代無償の是正及び固定資産税・都市計画税の賦課がされないように交渉していく。

- ② 30年以内の福島県外最終処分場への搬出や原状回復等については行政とも協議連携した対応により、国にとって都合のよい内容は認めることなく是正していく交渉。
- ③ 違約金は今までの不信感からも含め、3つのリスクを踏まえた、「契約を守らせる抑止力」であり、「違約金を支払えば環境省は何をやってもいいという事ではない」。
- ④ 違約金・損害賠償は国が公益事業である鉄道会社などに「地上権をつける契約書」でも記載されており、民間同士の契約書では、ごく当たり前の内容である。

《添付同封書類》(本会報以外)

- ① 環境省との第1回~第5回迄の団体交渉経過報告書(ダイジェスト版)
- ② 第2回シンポジウム活動報告内容(パワーポイント資料)
- ③ 7月5日環境省に手渡した抗議文
- ④ 政経東北8月号・掲載記事写し
- ⑤ 8月9日付福島民報・該当記事写し「千葉県の指定廃棄物に反対する住人集会等の記事」
- ⑥ 8月19日付東京新聞・該当記事写し「核のゴミ危うい最終処分」
- ⑦ 8月20日付朝日新聞・該当記事写し「中間貯蔵施設」※環境省否定
- ⑧ 平成27年度「年会費」納入のお願い文書

(作成者：30年中間貯蔵施設地権者会 事務局長 門馬好春)